

一斉清掃事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内の道路側溝を含む排水路等（以下「水路等」という。）を各地区の町内会等の団体が自発的かつ一斉に清掃を行う事業（以下「一斉清掃」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、水路等の適切な機能維持を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 この要綱の対象となる一斉清掃を実施する団体は、町内会等の地域住民で組織される団体（以下「団体」という。）とする。

(実施対象及び実施期間)

第3条 一斉清掃の実施対象は、本市が管理する水路等とする。ただし、事業の趣旨等に照らして、市長が適当と認める場合は、この限りではない。

2 一斉清掃の実施日は、5月1日から5月31日の期間で市長が定める日とする。ただし、この期間に実施できない場合であって、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(報奨金)

第4条 市長は、一斉清掃を実施した団体に対し、参加者1人につき200円を報奨金として交付する。

2 前項の報奨金の交付を受けようとする団体は、一斉清掃報奨金申請書（別記様式第1号）、一斉清掃参加者名簿（別記様式第2号）、報奨金請求書（別記様式第3号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、原則として、各地区のコミュニティ協議会又はまちづくり協議会を通じて市長に提出するものとする。

4 市長は、団体から前項の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、第8条第2号に掲げる汚泥等の処理を行うこと等により、当該団体が一斉清掃を実施したことが確認できたときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(報奨金の請求期間)

第5条 報奨金の請求期間は、一斉清掃を終了した日から1か月以内とする。ただし、当該期間内に請求できない相当の理由があり、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(報奨金の返還)

第6条 市長は、団体が偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたことが判明した場合は、当該団体に対し報奨金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、水路等から引き揚げた汚泥及び回収されたごみ（以下「汚泥等」という。）の集積場所等の清潔の保持に努めるとともに、汚泥等以外の一般家庭から排出されたご

み及び粗大ごみ等が集積された場合には、団体の責任においてこれを処分するものとする。

- 2 団体は、汚泥等について、汚泥とごみとを適正に区分するとともに、通行の妨げとならない場所に集積しなければならない。
- 3 団体は、一斉清掃の作業中に発生した事故等については、適切かつ誠実に解決に当たるものとする。

(支援)

第8条 市長は、一斉清掃を行う団体に対し、第4条の規定による報奨金の交付のほか、次に掲げる支援を行う。

- (1) 蓋上機等の清掃に必要な用具の貸出し（ただし、在庫の範囲内に限る。）
- (2) 団体が回収・集積した汚泥等の処理
- (3) 一斉清掃の参加者に係る傷害保険の加入費用の負担

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。